

- 議 長 受付番号第8号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。
- 2 番 武 尾 議長のお許しを得ましたので、質問を開始させていただきます。受付番号第8号、質問議員、第2番 武尾哲治。件名、新松田駅周辺整備事業について。
- 要旨。新松田駅周辺整備事業として、現在、北口駅前広場整備など、再開発事業が進んでいるのは承知のとおりです。一方、南口駅前広場では進捗が見えず、周辺地域の方から心配の声や、駅南口を利用する高齢者からはエレベーターなどの設置の要望もあります。そこで、次の3点についてお伺いします。
- (1) 南口駅前広場整備の経緯と整備が進まない理由は。
 - (2) 南口駅前広場整備の課題解決の見通しと今後について。
 - (3) 北口駅前広場ほかの整備については、南口と同様に整備が途中で止まることあるのか。以上です。
- 町 長 それでは、武尾議員の質問に順次お答えをさせていただきます。
- 1つ目の、南口駅前広場整備の経緯や停滞している理由についてお答えをさせていただきます。経緯については、新松田駅周辺の課題であります交通混雑の緩和と安全確保を目的として、乗降機能の分散を図るため、平成10年に南口臨時改札の設置を契機に、関係機関との協議を開始し、平成15年度に南口広場に関する整備計画を策定しております。その後、道路事業として、これはキーワードですね、道路事業として、用地買収や物件損失補償等を進めて工事に着手し、平成25年度に現在の広場の形まで進捗している状況でございます。この計画で目指しました新松田駅から南方面へ発着するバス乗り場の設置や、足柄上病院を利用される方々を想定したエレベーターの設置に至っていない整備計画の実施途中であり、仮設の状況のままとなっております。進んでいない主な理由といたしましては、事業用地の一部が現在も取得できないことと、当時、同広場整備事業の推進に当たっては、国補助金を活用した道路事業として取り組んでまいりましたが、強制力を伴う都市計画決定という事業手法を選択しなかったことも理由のようでございます。
- 2つ目の、課題解決の見通しと今後についてにお答えさせていただきます。これまでも用地交渉等を進めてまいりましたが、一部の所有者の方々の御同意

が得られない部分については、平成15年度の整備計画策定から20年以上が経過しておりますが、対象となる所有者の御事情や御意向を踏まえつつ、引き続き良好な関係を築き、粘り強く交渉を続けてまいります。また、仮設で進捗していない状況を早期に解消し、事業目的を達成するため、令和7年度において一部事業計画や推進手法を見直し、エレベーター設置箇所の変更や、広場以西の、西側の町道5号線拡幅に向けた調査費などを予算計上をしておりますので、これから徐々に進んでいくよう取り組んでまいります。

最後に3つ目の、北口駅前広場とほかの整備が南口と同様に止まることがあるのかについてお答えをいたします。新松田駅北口駅前広場等の整備については、南口広場整備事業の手法、道路事業と違い、都市計画法に基づき、市街地再開発事業として都市計画決定を行い事業を推進することとしております。

都市計画決定の内容としては、施行区域や面積、再開発ビルなど建築物の整備内容のほか、区域内に整備する道路や広場などの公共施設の配置や規模など、事業の枠組みとなりますが、都市計画決定の主体となる町が強制力を有する法令に基づき事業を推進していく強い意志を表明することが必要となります。よって、都市計画決定がなされた場合には、事業計画の水準を安定的に確保するため、区域内における制限や国・県の財政支援により円滑に実効性を高めることが可能となりますので、御心配されている南口と同様な理由で事業が止まることはございません。ただし、都市計画決定までは、準備組合での合意や神奈川県との協議、町都市計画審議会による答申など、重要な局面があります。さらには、都市計画決定後に予定されております本組合の設立や権利変換計画の認可など、まだまだ高いハードルを越える必要があるため、一つ一つ課題をクリアして、南口のように事業が止まることのないよう対応してまいります。以上でございます。

2 番 武 尾 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に移させていただきます。まず最初に、現在推進している事業は、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画に基づいています。北口と南口広場に関する位置づけについて、改めて確認したいと思います。

まちづくり課長 それでは、お答えをさせていただきます。前提論としてということでお話を頂きました。6年前に策定した基本構想・基本計画でございます。この中で、今おっしゃっていただいた北口と南口、これが小田急線を挟んで北と南に当然あるわけですが、それぞれの広場、またそのエリアについての整備手法につきましては、北口は面的に整備をする再開発という手法、また南口は、先ほど答弁の中でも申し上げておりますが、平成10年ぐらいからですね、動きのある整備中の状況でございます。この6年前においてもこの整備中であるという状況は変わっておりませんでした。つきましては、南口についてもその整備中の計画の内容をこの基本構想・基本計画の中に位置づけて、一体的な交通の結節点、これは足柄上地域ですね、その玄関口としてという交通結節点であることは、古くから御案内のとおりであろうかと思えます。この北・南合わせて一体的な交通結節点として整備すると、こういうことを基本構想・基本計画の中で位置づけてございます。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。ただいまの答弁の中ですね、一体的な交通結節点というのがありました、改めて具体的な構想をお聞きできればと思います。

まちづくり課長 ただいま1つ前に御説明申し上げたお話の中で、「一体的な」という言葉を使わせていただきました。基本構想・基本計画の中でですね、この駅周辺の整備に関していろいろな当然内容が記載されております。当然それぞれのエリアに関するお話は多うございますけども、基本構想的なまず部分、こういうところで申し上げる中では、駅周辺地域というものを、常に北口と南口、このエリアというものを、両面を指しながらこの駅周辺の一体的な交通結節点としての機能を果たしていくというような表現となっているところです。

そしてですね、先ほどの答弁の中でも少し触れさせていただいておりますけども、やはり北と南に分かれているというのは、当然鉄道で分断されている北と南でございます。また、踏切が非常に近いという話の中では、この駅の特徴的な部分でもあります。そうしますと、南口に求められる機能というのがですね、やはりその踏切というところを常に横断しなければならないのか、こういうところが出てきますので、機能としては、南口に関しては主にですね、これ

は基本構想・基本計画の中でも位置づけておりますけども、踏切よりも南側、大井町側のほうになります。こちらに向けての交通機関の動き、こういうものをしっかり担っていくというのが一つ交通結節点として一体的という中での役割かなというふうに考えているところでございます。

2 番 武 尾 ありがとうございます。一体的ということですね、私のほうで想像するに、理想としては橋上駅舎で南北がつながるのが一番理想的、それは鉄道会社さんの御都合等もございますが、少なくとも南北の通路みたいなものは、一体的な交通結節点としては必要なものとなってくるのではないかと考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。1つ目の進まない理由の答弁の中で、南口の整備は都市計画決定しなかったのが理由とされています。それでは、なぜ都市計画決定をしなかったのか、その理由を伺います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。当時ですね、この都市計画決定という手法についても検討をしてございます。ただ、採用しなかった理由というものはですね、その用地取得に係る町の実組の手法、方針的なものでございます。やっぱり所有者の方々に御納得をいただいた上で事業を進めるということが一番肝要かという部分とですね、プラスその都市計画決定という手法に関して様々な技術的な制約、大きい考え方というのがあったかと、これがなかなか難しいということもありですね、今までの町の実組のやり方というのが、従来からこれで進めていろいろな道路も整備のほうをさせていただいていた、こういう経緯を基に町の実組としてはその道路事業を選択したということとなります。

副 町 長 では、ちょっと補足をさせていただきます。大まかには、今、課長のほうからですね、お話しされたところですが、もう少しちょっと詳細なところがございます。やはり都市計画決定、当時のですね、規則的なところがありまして、非常に厳しい部分がございます。一つはですね、やはり小田急踏切の閉鎖というところもですね、一つ考えなければならないということもございました。それと、やはり県道の拡幅整備というところもですね、条件の一つになろうということがございましてですね、非常にそのときも議論をしましたが、やはりあの踏切閉鎖等をですね、考えていきますと、町が分断されてしまう可能性

もありますし、そのコミュニティーも、道路が高規格になることによって自治会のコミュニティーがやはり分断されるような状況にもなり得るというようなルールも当時ございました。それと、また国の補助につきましてもですね、当時はやはり道路事業として十分な補助率が確保されているということもございました。財政の面でもですね、そう不利な条件ではないということで、事業の進め方についてもですね、当時はですね、道路事業がある程度迅速化が図れるのではないかとということもございまして、当時、そのような道路事業という部分にですね、着手をさせていただいたという経緯もございます。以上でございます。

2 番 武 尾 詳細な説明ありがとうございました。当時の町の方針としてはですね、地権者の方々の100%の賛同を得られる見込みがあって動き出した事業であると。100%を目指した町の気概としては、今回の北口のですね、開発でもぜひ見習っていただきたいというように考えます。

それでは次に、2つ目の質問、南口の見通しと今後についてという答弁で、現在も南口用地交渉は継続していることを理解しました。交渉事になるので詳細を伺うことはしませんが、粘り強く交渉していただくことを要望します。そこで、今後について、計画の推進手法を一部見直されるということでしたが、具体的にはどのようなことか、教えてください。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。新年度の予算については、また後ほど細かい説明のほうをさせていただくことになろうかと思いますが、まず全体のフレームを変えるということではございません。ただ、事業がなかなか進んでいないということがここ何年か続いておりましたので、現実的に今少し着手できるところからさせていただくということで、南口のエレベーターの位置を少し変更することを小田急さんと今協議をしております。また、広場から西側の道路ですね、こちらについての用地交渉というのも、ちょっといろいろな角度からできるように調査費等を今計上して検討しているということでございます。

2 番 武 尾 ありがとうございます。1つこの点で聞きたかったのが、北口の開発が順調に進んだ場合にですね、当初言われていた南口のバスの発着については、今ま

でどおりその必要性があるものかどうかという、そのところをお聞きしたいです。

まちづくり課長 先ほども申し上げたとおり、全体フレームとしての変更はございません。ただ、南口が今滞っている状況もありますので、これが南口でバスバースを設置したときにですね、北側で今検討しているものの変更というものは後にあり得る、可能性としてはございます。

2 番 武 尾 ありがとうございます。それでは、次はですね、3つ目の質問、止まることがないのかという答弁に、北口再開発で都市計画決定をして事業を推進する際、制限がかかるという説明がございました。制限とはどのような内容なのか、また地権者の方々はその内容を承知しているのか、お聞きします。

まちづくり課長 決定後の制限でございます。これは法に基づくものでございますが、鉄筋コンクリート造りや3階以上の堅固な建物の建築の制限、また土地譲渡等もですね、県知事等への届出義務が生じます。こうした制限を加えることで、法の規定では事業性の担保をしておりますけれども、地権者の皆様にもですね、準備組合等を通じてこういった内容については御説明を申し上げているところでございます。

2 番 武 尾 ありがとうございます。北口再開発は、ぜひ前に進んでいただきたいんですけれども、都市計画の決定によって制限がかかったり、強制力を持ったりということなんですが、この言葉だけがですね、ひとり歩きしてしまいますと、地権者の方や近隣住民の不安をあおることにもつながりかねません。丁寧な説明や説得を行い、多くの賛同が得られる事業にしていきたいと思っております。

それでは、最後に町長に伺います。都市計画決定後の高いハードルに対しても対応するとの答弁でしたが、町としてのスタンスと、この事業への思いや決意を伺います。

町 長 町のスタンスはですね、同じような話ばかりして恐縮ですけども、やっぱり今で言う第6次総合計画にしっかり位置づけられている最重要な事業ですので、昨日もお話をさせてもらったとおりに、やっぱり地権者の方々に丁寧な御

説明をさせていただいて、まずは都市計画決定というふうな一つのハードルを越えなきゃいけないと思ってます。ですので、その後のハードルについてもたくさんありますので、その辺が滞りがないようにですね、いろんな角度から検討しながら、皆さん方の思いを形にしていくべく今後進めていかなきゃいけない事業だというふうに考えておりますので、それはちゃんとした位置づけをしながらやっていくというのが一つです。

思いは、これは町民の方々の思いを形にしていくのが我々の務めだと思ってますから、その思いを形にしていくためにこれまでもやってきたことをしっかりとやっていく、それには、必ず先ほど言っていた、この制限だとかいったところに対する説明責任の中で、やはり町民の方々というか、そういうふうに不安になっている方々に対する説明をしっかりとしていきながらですね、この事業がその方の御理解をいただく結果、50年、100年後に本当によかったなと思えるような事業にしていかなきゃいけないということを、やはり未来を想像しつつですね、共に歩いていけるように我々も努力してまいりたいというふうに考えています。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第8号、武尾哲治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時05分から再開します。

(9時47分)